

# 平成26年 第4回 石狩市下水道事業運営委員会

【石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度  
の廃止について】

平成26年11月21日

# 1 排水設備について

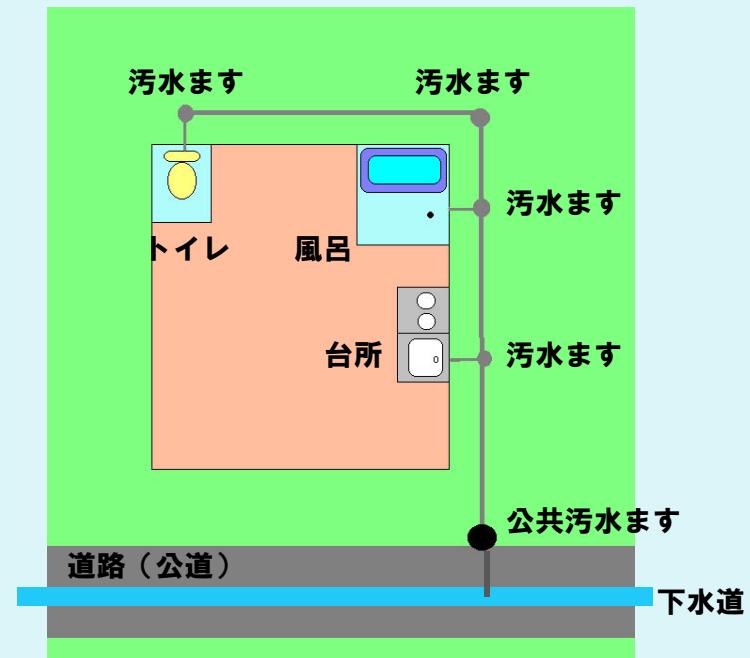
排水設備とは、下水道法第10条において、「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設」と規定されております。

排水設備は、屋内排水設備と屋外排水設備に分かれます。

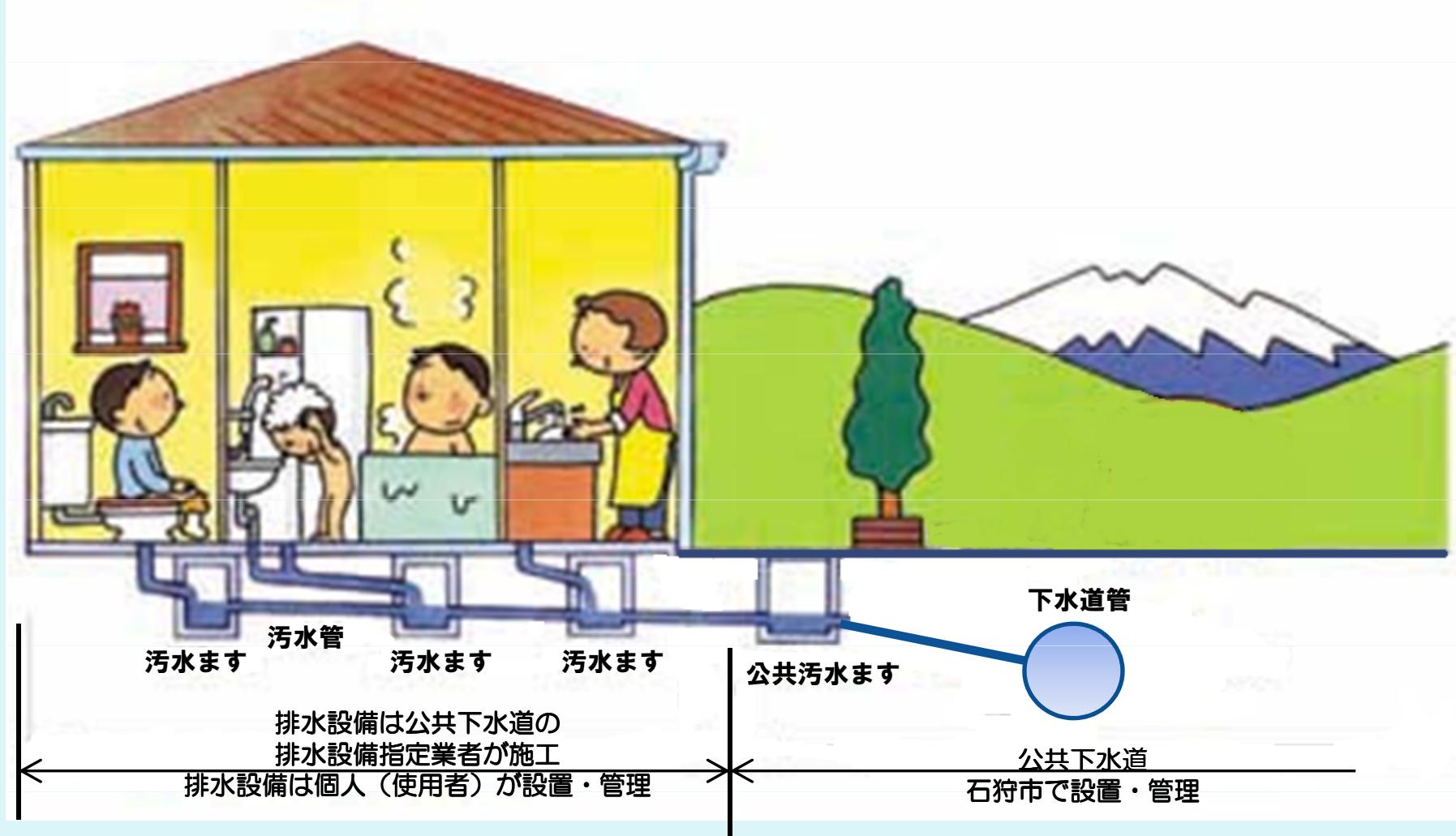
屋内排水設備は、汚水については屋内に設けられた衛生器具等から汚水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備としています。屋外排水設備は、汚水ます又は屋外に設ける排水管から公共下水道（公共汚水ます）に至るまでの排水設備としています。

排水設備工事は、家のまわりに排水管を布設し汚水ますを設置するとともに、くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事などを行なうものです。下水道法施行令第8条に規定されている構造の技術上の基準に適合した施工がされなければなりません。その適正な施工を確保するために、多くの地方公共団体では、条例等により排水設備工事は、一定の技術力をもった者（責任技術者）が専属する指定業者でなければ排水設備工事はできないとしている。

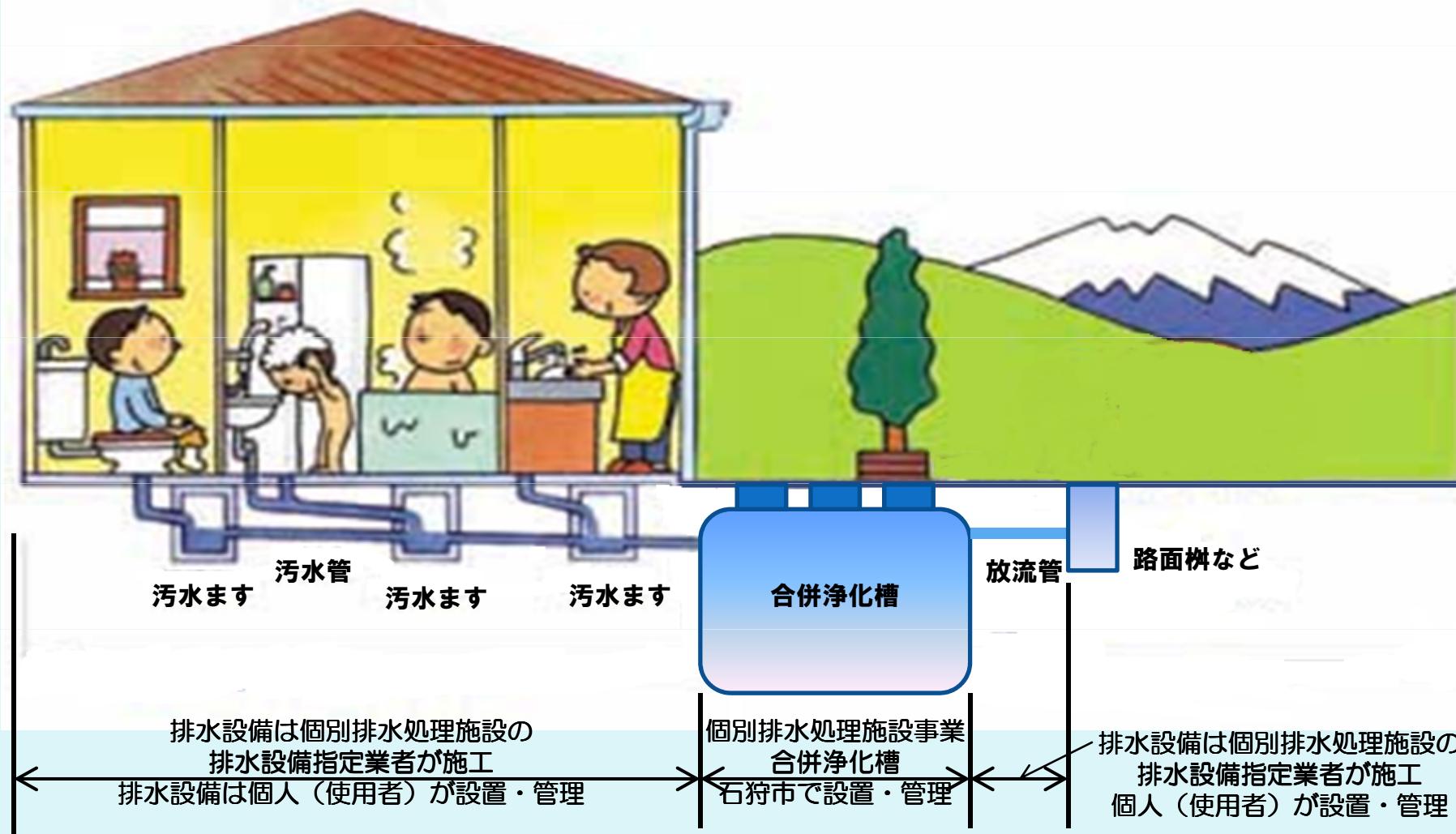
このように法律や条例に基づいて行う必要があるため必ず市の排水設備指定業者に依頼する必要があります。



## 2 公共下水道における排水設備について



### 3 個別排水処理施設における排水設備について



## 4 個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止について

### ①目的

個別排水処理施設の排水設備指定業者制度を廃止し、公共下水道の排水設備指定業者が個別排水処理施設の排水設備工事を行うことができるようになりますは、手続きなど事務の軽減、利用者の選択の幅が増えたことによる利便性の向上となります。

### ②経緯

個別排水処理施設整備事業は、平成17年10月の合併により、厚田村より石狩市に引き継がれた事業であります。当初は生活環境部合併浄化槽担当としていたため、所管においても排水設備指定業者制度を実施していました。

平成21年度からは、下水道課に所管が移り公共下水道の排水設備指定業者制度と重なっておりました。

### ③排水設備指定業者の登録数

公共下水道の排水設備指定業者数は148社（平成26年10月31日）

個別排水処理施設の排水設備指定業者数は10社（平成26年10月31日）

この10社は公共下水道の排水設備指定業者でもある。

### ④廃止による影響について

公共下水道と個別排水処理施設の排水設備指定業者制度については、登録の更新手数料など各自で徴収しております。

廃止によってこれまで排水設備指定業者の登録に要していた新規手数料10,000円、5年毎の更新手数料5,000円が不要になります。

手数料収入の減	平成26年度	更新1社	手数料	5,000円
	平成27年度	更新2社	手数料	10,000円
	平成28年度	更新7社	手数料	35,000円